

厚生労働省老健局長

土生 栄二 殿

民間介護事業推進委員会

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

J A 高齢者福祉ネットワーク

一般社団法人 日本在宅介護協会

日本生活協同組合連合会

一般社団法人「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会

認定NPO法人 市民福祉団体全国協議会

一般社団法人 シルバーサービス振興会

民間介護事業の推進にあたりましては、平素より、ご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。下記の要望について、ご検討いただけますようお願い申し上げます。

【要望事項】

○令和3年度介護報酬改定を受けた対応のうち、厚生労働省告示第73号第12条に基づく基本報酬単位数に係る経過措置（令和3年9月30日まで）について、これを延長していただきたい。

【理由】

これまで民間介護事業者は、介護職員の人材確保・処遇改善にも努力し、人件費や物件費の上昇等の経営悪化にも耐えながら、さらには、長期化する新型コロナウイルス感染症への対応にも必死に尽力して参りました。それらは全て、国民の喫緊かつ切実な課題である介護サービス提供を継続し続けなければならないという社会的使命に基づくものです。

しかしながら、介護報酬改定後の状況をみましても、高齢者層や医療・介護従事者へのワクチン接種が進む一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の対象区域の拡大、対象期間の延長といった状況となっています。

とりわけ、既に利用者やサービス従事者へのワクチン接種が終了した事業所内でのクラスター発生（ブレイクスルー感染）や、医療におけるコロナ対応病床の逼迫により感染しても入院できない状況となるなど、ただでも重症化リスクの高い高齢者への感染防止対策の徹底が長期間にわたって持続していることの疲弊感が限界に達しつつあります。また、変異株の出現や、ブレイクスルー感染等により、介護従事者自身や家族等への新たな脅威にもさらされ、もはや社会的使命をもってしても、現場勤務への恐怖が増大し、モチベーションの維持が困難となりつつあるのが実情です。こうした状況がさらに深刻化すれば、介護現場からの離職が進む危険水位に一気に到達しかねない状況です。

こうした状況に鑑み、今般の厚生労働省告示第73号第12条に基づく基本報酬単位数に係る経過措置（令和3年9月30日まで）については、当面の間、これを延長していただけるようお願いするものであります。